

平成 21 年 8 月 26 日

各 位

会社名 東邦グローバルアソシエイツ(株)  
代表者名 代表取締役社長 黒田 高史  
(コード番号 1757 大証第2部)  
問合せ先 取締役 経営本部担当 友田 純子  
(Tel. 03-5511-1700)

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 18 日付「当社に対する金員支払請求にかかわる訴訟提起についてのお知らせ」にて公表いたしました貸金請求訴訟につき、東京地方裁判所にて係争中でありましたが、本日、下記の判決言渡を受けましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件事件は、当社を借主、原告を貸主とする、平成 18 年 3 月 29 日付金銭消費貸借契約書及び平成 19 年 3 月 31 日付債務弁済確認契約書(平成 18 年 3 月 29 日付金銭消費貸借契約記載の債務を確認するために作成されたもの)が存在することを理由に、当社が原告より元金 6,300 万円の貸金請求訴訟を提起されたものです。当社は訴訟において、本件金銭消費貸借契約の証書を所持しておらず、しかも、原告による当社に対する入金履歴は見当たらないこと等を根拠として、当該金銭消費貸借契約の効力はない旨を主張してまいりました。

#### 2. 判決言渡のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 21 年 8 月 26 日

事件番号：貸金請求事件 平成 20 年(ワ)第 36901 号

#### 3. 判決の概要

- ① 本件貸付は有効に成立しており、原告の主張を認容する。
- ② 訴訟費用は当社の負担とする。
- ③ この判決は仮に執行することができる。

#### 4. 今後の見通し

今回の判決は到底承服しがたいものでありますので、すみやかに、東京高等裁判所へ控訴の手続きを行い、本判決の不当性を主張していく方針であります。なお、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、今後の状況を勘案し、負担する可能性のある債務についての引当金を計上しており、平成 21 年 6 月末日時点で 117 百万円の引当てをしております。

以 上